

# 第3編 基本計画

# 第1章 快適で魅力あるまちづくり

## 1 計画的なまちづくり

### (1) 土地利用の適正化

#### 現状と課題

土地は、限られた資源であるとともに、生活や生産などの諸活動の共通の基盤となるものであり、その利用のあり方は町の発展や住民生活と密接に結び付いています。

近年、人口減少によって空き家・空き地が増加傾向にあるとともに、特に市街地においては、保育所や小学校の統廃合に伴い、未利用町有地が増加しているため、その有効利用が課題となっています。

#### 基本方針

土地の利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全に努めるとともに、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件を考慮し、安全・安心で文化的な生活環境の確保を図ることが大切であり、長期的な視点に立って土地利用計画を策定し、計画的な土地利用を推進します。

【関連する主な個別計画】 ●空家等対策基本計画 ●地域強靱化計画

■地目別土地利用面積の推移（各年1月1日/土地に関する概要調書 単位：ha）

年	畑	牧場	宅地	山林	原野	雑種地	その他	計
平成28年	10,889	656	319	25,695	4,436	1,054	10,622	53,671
平成29年	10,879	656	323	25,704	4,439	1,048	10,622	53,671
平成30年	10,878	654	324	25,703	4,438	1,052	10,622	53,671
令和元年	10,873	652	330	25,705	4,437	1,052	10,622	53,671
令和2年	10,883	649	332	25,700	4,438	1,050	10,619	53,671

## 主要施策

### 1 計画的な土地利用の推進

土地利用計画を策定し、適正な土地利用を積極的に推進します。

- ① 土地利用計画の策定

### 2 環境と調和のとれた土地利用の推進

ゆとりと潤いのある生活空間を形成するため、自然環境や景観の保全、災害の防止など快適な居住環境に配慮した土地利用を推進します。

- ① 北海道自然環境等保全条例に基づく適正な土地利用の推進
- ② 自然環境や景観の保全に配慮した土地利用の推進

### 3 市街地の活性化に向けた土地利用の推進

市街地の活性化に向けた空き地の有効活用を支援するとともに、活用方策を検討します。

- ① 空き地の有効活用方策の検討
- ② 空き地情報の収集と提供
- ③ 空き地活用者への支援

### 4 未利用町有地の有効活用と適正な処分

保育所跡地などの未利用町有地の有効活用を図るとともに、必要に応じて適正な処分を進めます。

- ① 未利用町有地の活用計画の策定
- ② 未利用町有地の処分

### 5 土地情報の管理

地籍調査成果の適切な管理を行い、各種事業等への有効利用を図ります。

- ① 地籍調査成果の管理と活用

## (2) 市街地の整備

### 現状と課題

住民生活全般をきめ細やかにサポートする市街地の整備は、まちづくりを進める上で重要な課題です。

本町の市街地は、商業機能が集中する茂岩市街、小・中学校がある中央区市街、JR駅と民間アパートが立地する豊頃市街、漁業基地の大津市街に分かれており、それぞれの地域の特性と課題を的確に把握した上で、計画的な整備を進める必要があります。

### 基本方針

土地利用計画を策定し、それぞれの地域の特性・課題や将来像を明確にするとともに、商工会や地域と連携し、商工業の活性化と快適で安全・安心な市街地整備を推進します。

【関連する主な個別計画】 ●空家等対策基本計画 ●地域強靱化計画

#### ▲上空から見た茂岩本町市街



**主要施策****1 市街地の整備**

各市街地について、土地利用計画に基づき、地域の特色を生かした整備を推進します。

## ① 茂岩市街の整備

商店の廃業に伴い空き店舗の増加が想定されることから、中心的市街地としての土地利用や市街地整備を推進します。

## ② 中央区市街の整備

通勤・通学に配慮した安全・安心な市街地整備を推進します。

## ③ 豊頃市街の整備

民間賃貸住宅の整備により若者の定住が図られましたが、今後の整備計画を策定します。

## ④ 大津市街の整備

津波対策をはじめとした更なる防災対策を推進します。

**2 関係団体との連携と市街地の活性化**

商工会や関係団体と連携し、空き店舗や空き地に関する対策を検討するとともに、市街地の活性化を推進します。

## ① 商工会及び産業団体等との連携

## ② 市街地活性化計画の策定

**3 その他の地域における取組み**

協働のまちづくり地域提案支援事業を実施し、地域活動を支援することにより、地域でのつながりを支援します。

## ① 町民の自主的な地域活動の支援

## 2 利便性のある交通通信基盤の整備

### (1) 道路の整備

#### 現状と課題

住民の日常生活にとって最も身近な社会基盤である道路に対する住民意識は高く、安全で快適な道路環境の整備が求められています。

本町の道路網は、主要幹線である国道38号など国道2路線、道道10路線及び町道280路線によって構成され、町民生活の向上、地域経済の発展に大きく寄与しています。

大型車両をはじめとする交通量の増加に伴って、国道は、路肩の拡幅改良、避讓車線の設置が望まれ、道道は、現在進められている改良整備の早急な完成が望まれています。

町道の延長は313.7kmで、改良率は72.8%、舗装率は61.8%と、未だ十分とはいえない状況であり、一層の整備が必要となっています。

また、本町が管理する橋梁は109橋で、このうち建設後50年以上のものは4.5%ですが、20年後には74.3%まで増加します。今後、老朽化する橋梁を適切に補修し、将来にわたり安全・安心な道路網を確保する必要があります。

#### 基本方針

町民生活や産業活動の利便性を高め、災害に強いまちづくりを進めるため、道路の整備を推進し、人と環境に配慮した道づくりを進めるとともに、国道や道道の整備を積極的に要請します。

また、冬季間の交通確保対策として、除・排雪体制の充実を図ります。

【関連する主な個別計画】 ●橋梁長寿命化修繕計画 ●地域強靱化計画

## 主要施策

### 1 町道の整備

町道の計画的な改良・舗装及び維持補修に努めるとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の整備を進めます。

- ① 計画的な道路整備の推進
- ② 計画的な橋梁整備の推進

### 2 人と環境にやさしい道路づくり

幹線道路である国道・道道の拡幅・改良などを積極的に要請するとともに、冬季間の交通確保に努めます。

- ① 国道・道道の整備要請
- ② 交通安全施設の整備
- ③ 除・排雪体制の充実

## 成果指標

●町道改良延長		把握方法等
現 状	 228 km	道路台帳
目 標	 235 km	
●町道舗装延長		把握方法等
現 状	 194 km	道路台帳
目 標	 200 km	
●道路整備に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	 65%	アンケート調査
目 標	 70%	
●除・排雪に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	 54%	アンケート調査
目 標	 70%	

### ■道路網の状況（令和2年4月1日 施設課資料）（単位：km、%）

区分	路線数	総延長	改良延長	改良率	舗装延長	舗装率
総 数	292	465.9	380.6	891.7	346.3	74.3
国 道	2	35.4	35.4	100.0	35.4	100.0
道 道	10	116.8	116.8	100.0	116.8	100.0
町 道	280	313.7	228.4	72.8	194.1	61.8

## (2) 公共交通の整備

### 現状と課題

現在、私たちの日常生活は自家用車に大きく依存していますが、自動車を運転しない人にとって、公共交通機関は、生活に欠かせない重要な移動手段となっています。

本町では、JRのほか、これと連絡する町有バスやコミュニティバスなどが利用できます。

町有バスは、JR豊頃駅と大津市街間を1日4便、二宮間を1日1往復、ともに無料で平日のみ運行していますが、スクールバスとの混乗方式のため、学校の休業期間中は一部運休しています。

また、平成22年4月から運行しているコミュニティバスは、茂岩市街と豊頃市街を中心に、町有バス路線と一部重複しながら、1日7便無料運行しており、バス停以外でも運行路線上であれば、どこでも乗降ができるなど、利用者ニーズに応じた運行に心がけています。

更に、町内医療機関への通院などのため、患者輸送車を町内各方面へ無料運行しているほか、高齢者を対象にタクシーの利用助成を行っています。

今後は、運行数が不足している農村地区や大津市街、町内外への通院・通学などに対する利便性の向上と公共交通空白地域の解消を図り、「町民の足」としての整備と交通支援策を検討するなど、総合的かつ効果的な運行体制を構築するとともに、JRの維持と駅の存続を要請していく必要があります。

### 基本方針

町民の移動手段となるコミュニティバスや町有バス、患者輸送車などの運行体制を総合的に見直し、公共交通体系の整備・充実を図ります。

#### 【関連する主な個別計画】

- まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 地域強靱化計画

## 主要施策

### 1 公共交通の整備

町内及び地域間における移動手段の確保・円滑化を図り、町民生活の利便性の向上に努めます。

- ① 町内公共交通の整備・充実
- ② 停留所、待機場所の管理
- ③ 都市間における公共交通機関の確保

## 成果指標

●公共交通機関の利用に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	 18%	アンケート調査
目 標	 40%	
●町有バスの年間利用者数		把握方法等
現 状	 1,100 人	実 績
目 標	 1,500 人	
●コミュニティバスの年間利用者数		把握方法等
現 状	 9,973 人	実 績
目 標	 13,000 人	

### ■コミュニティバスの運行状況（住民課資料）

（単位：日、人、km）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
年間運行日数	243	243	243	243	241
年間乗車延人数	4,834	5,891	8,940	10,065	9,973
1日当り乗車人数	19.9	24.2	36.8	41.4	41.4
年間運行距離数	25,881	30,402	39,221	52,001	50,299
1日当り運行距離数	106.5	125.1	161.4	214.0	208.7

## (3) 情報通信基盤の整備

### 現状と課題

近年の情報通信技術の飛躍的な発展は、住民生活や産業・経済活動など、社会の様々な分野に大きな変化をもたらし、更には、地域における情報化の推進状況の差が、地域文化や経済の発展に強く影響を及ぼすとまでいわれています。

今後のまちづくりにおいて、行政が迅速に質の高いサービスを提供するためには、各種情報化の推進は大変重要な施策といえます。

本町のブロードバンド<sup>※18</sup>環境は、町内全域を光ファイバケーブル網により100%カバーしていますが、近年、スマート農業の普及などによる利用増加に伴い、設備不足が大きな課題となっているため、設備の増強など積極的に基盤整備を進める必要があります。

### 基本方針

町民生活の利便性の向上と地域産業の高度化・活性化を促進するため、光ファイバケーブルなどの高度情報通信基盤の整備を推進します。

【関連する主な個別計画】 ●地域強靱化計画

※18 高速・大容量の通信回線や通信方式。

## 主要施策

<b>1</b>	<b>地域情報化の推進</b>
<p>町民生活の利便性の向上と産業・経済活動の活性化を図るため、情報通信基盤の整備、増強に努めます。</p> <p>① 高度情報通信基盤の整備</p>	
<b>2</b>	<b>行政情報化の推進</b>
<p>町民サービスの向上を図るため、行政手続きなどの電子化の拡充を推進します。</p> <p>① 総合行政システムの更新 ② 総合行政ネットワークの有効活用 ③ 役場庁舎ネットワークの整備</p>	
<b>3</b>	<b>安全・安心な情報化社会への対応</b>
<p>安全・安心な情報化社会を実現するため、情報セキュリティ<sup>※19</sup>の強化に努めます。</p> <p>① 行政における情報セキュリティの強化</p>	

## 成果指標

●情報通信網の整備に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	 36%	アンケート調査
目 標	 90%	

※19 データの改ざんや破壊、情報の漏えい、ウイルスの感染などがなされないよう、必要な安全対策を行うこと。

## 3 安心して暮らせるまちづくり

### (1) 河川の整備

#### 現状と課題

河川は、治水・利水の能力だけでなく、多様な自然環境や水辺空間を生かした憩いの場、地域の文化を育む場としての役割を果たしています。

本町には、大小多くの河川や湖沼が点在し、その一部は暫定改修済みであるものの、ほとんどが未改修となっています。また、本町は1級河川十勝川の最下流域に位置し、河川勾配も緩やかであることから、大雨のたびに洪水による住宅浸水や農地冠水の被害を受けています。

近年、気候変動の影響による突発的な降雨や記録的大雨が頻発し、十勝川整備計画の見直しや、内水氾濫等の被害に備える内水排除施設の早急な整備が望まれるとともに、河畔林の適正な伐採による流下能力の向上や流木対策の実施など、資源・財産を守る河川整備を行う必要があります。

#### 基本方針

人命や財産を浸水被害から守るため、河川整備を計画的に進め、国や北海道に対して早期整備を要請し、環境に配慮した安全・安心な災害に強い河川整備を推進します。

【関連する主な個別計画】 ●地域強靱化計画

#### ■河川の状況（令和2年4月1日 施設課資料）

区分	河川延長 (km)	現況の区分 (km)			改修率 (%)	管理主体	河川本数
		改修済	暫定改修	未改修			
一級	141.3	61.9	59.5	19.9	85.9	国及び道	21
二級	40.6	9.3	4.9	26.4	35.0	道	2
準用	5.4	3.2	0	2.2	59.3	町	5
普通	324.2	0	55.9	268.3	17.2	町	140

## 主要施策

### 1 国・道管理河川の整備要請

国や北海道が管理する河川について、河道整備、整備計画の見直し、内水排除施設の設置を強く要請します。

#### ① 国・道管理河川の整備要請

### 2 町管理河川の整備

町が管理する河川について、河川巡視により河岸や河床の状況把握に努め、河川の多面的機能が十分に発揮されるよう、河川整備を計画的に進めます。

#### ① 町管理河川の整備

## 成果指標

●国管理河川における内水排除施設設置箇所数		把握方法等
現 状	—————▶ 9箇所	実 績
目 標	—————▶ 12箇所	

### ▲大雨で冠水したはるにれの木（平成28年8月十勝川左岸河川敷）



## (2) 海岸の整備

### 現状と課題

本町は約 20 kmの海岸を有し、漁業基地である大津漁港、観光地で原生花園がある長節湖や湧洞湖に面し、海岸線では、夏はマリンレジャーやキャンプ、秋はサケ釣り、厳冬期にはジュエリーアイス鑑賞など、大勢の観光客が訪れることから、来訪者に対するマナーの啓発やごみ処理などの環境整備が課題となっています。

また、大雨のたびに十勝川から大量の流木が海岸に漂着するため、上流河川の整備を関係機関へ要請しています。

更に、本町は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されており、海岸に面する大津市街地は津波等の危険区域にあるため、築山や国道 336 号沿いの避難場所を整備していますが、避難路や防潮堤の再整備、海岸線の浸食防止対策等が重要課題となっています。

### 基本方針

町民の生命と財産を災害から守る海岸の早期整備を、国や北海道に要請するとともに、快適な町民生活のため、海岸の環境整備を推進します。

【関連する主な個別計画】 ●地域強靱化計画

## 主要施策

### 1 海岸の災害防止対策の要請

大津地区を災害から守るため、海岸の整備を国や北海道に要請します。

- ① 海岸浸食防止対策の要請
- ② 防潮堤再整備の早期完成要請
- ③ 河口堤防の耐震化と避難経路の早期完成要請

### 2 環境整備の推進

漂着流木の処理やごみの不法投棄対策など、海岸の環境整備を推進します。

- ① 漂着流木等処理対策の推進
- ② マリンレジャー、サケ釣り等のマナーの啓発及び環境整備
- ③ ごみの不法投棄防止対策の推進

## 成果指標

●防災対策に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	35%	アンケート調査
目 標	50%	
●自然環境やごみの不法投棄に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	41%	アンケート調査
目 標	60%	

## (3) 治山対策の推進

### 現状と課題

森林は、水源のかん養、山地災害の防止、快適環境の形成などの役割に加え、地球温暖化の防止などの公益的機能を有しており、これらの機能の発揮を通じて住民生活や経済活動に大きく貢献しています。

本町は、総面積の約6割が森林であり、豊かな自然に恵まれる一方で、丘陵地が占める割合が多く、脆弱な地質を有し、地震や大雨等による被害を受けやすい条件にあります。更に近年は、これまでの観測記録を上回るような豪雨が頻発するようになり、地すべりなどの山地災害が懸念されます。

### 基本方針

町民の生命と財産を守るため、森林の有する国土の保全機能の発揮を図るとともに、地すべり危険箇所や急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流などの予想箇所について、砂防関係施設の整備を推進します。

【関連する主な個別計画】 ●地域強靱化計画

**主要施策****1 治山対策の推進**

地すべりなどの山地災害を防止し、町民の生命と財産を守るため、治山事業を推進します。また、森林を保全するため、保安林機能の維持増進を図ります。

- ① 治山事業の要請
- ② 小規模治山事業の推進
- ③ 保安林整備事業の推進
- ④ 防災林造成事業の要請

**▲小規模治山事業により整備されたえる夢館北側の傾斜地（平成27年度実施）**

## (4) 消防・救急体制の充実

### 現状と課題

近年、災害や事故の複雑化、住民ニーズの多様化等により、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。

市民の生命、身体及び財産を守るという責務を十分に果たしていくためには、風水害や地震等の大規模自然災害に即時対応でき得る、十勝全体での消防体制が必要となり、平成27年度に十勝圏域における消防行政の円滑な運営と消防活動を確保することを目的に、とかち広域消防事務組合が設立されました。

消防団は、本町における火災の消火活動のほか、火災予防の啓発活動など、地域に密着した多様な活動を行うため、本町の現状に応じた新たな組織体制を検討するとともに、限られた人員のもと団員の資質向上と消防機械器具等の有効活用を図るなど、消防体制の充実に努めていく必要があります。

### 基本方針

大規模・特殊災害への対応能力の強化や救急業務の高度化に向け、教育訓練による消防職員個々のレベルアップを図るとともに、災害発生時の活動拠点となる消防庁舎の整備や防火水槽の耐震化整備を図ります。

#### 【関連する主な個別計画】

●地域防災計画 ●水防計画 ●国民保護計画 ●地域強靱化計画

#### ■火災の発生と救急出動状況（豊頃消防署資料）

（単位：件、人）

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
火災の状況	発生件数	9	2	11	5	6
	建物	5	2	3	2	1
	山林	-	-	-	-	-
	その他	4	-	8	3	5
	損害額（千円）	24,037	1,576	5,817	2,225	5,731
救急出動	出動回数	151	141	145	149	137
	急病	106	103	90	105	92
	交通事故	8	8	9	8	4
	一般負傷	22	16	27	18	24
	その他	15	14	19	18	17

## 主要施策

<b>1</b>	<b>消防体制の充実</b>
<p>消防署、消防団の消防力の充実を図り、近年の大規模自然災害に対応でき得る組織の確立に努めます。</p> <p>① 消防職員の確保及び技術の向上 ② 消防団の組織編成の強化</p>	
<b>2</b>	<b>救急体制の充実</b>
<p>救急隊員の資質向上に努めるとともに、町民に対し、救命率の向上に最も重要とされる応急手当の知識、技術についての講習を重点として実施します。</p> <p>① 救急隊の訓練の促進 ② 救急業務の高度化に伴う救急救命士の確保 ③ 救急救命士の技術の向上 ④ 高規格救急自動車の更新 ⑤ 応急手当の知識と技術の普及</p>	
<b>3</b>	<b>消防設備などの整備</b>
<p>耐用年数を考慮した計画的な更新に努めるとともに、建物、防火水槽等については、耐震化構造への更新を図ります。</p> <p>① 消防車両、消防資機材の更新 ② デジタル無線の移設、更新 ③ 消防水利の更新 ④ 消防庁舎等の改修</p>	
<b>4</b>	<b>防火査察の強化及び防火意識の高揚</b>
<p>消防団による地域に密着した防火意識の啓発と、消防署による企業や施設の防火査察の強化を推進します。</p> <p>① 予防活動の強化 ② 広報活動の充実</p>	

## 成果指標

●消防・救急体制に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	58%	アンケート調査
目 標	70%	
●普通救命講習及び応急手当講習等の参加者数		把握方法等
現 状	5%	実 績
目 標	10%	

## (5) 防災体制の充実

### 現状と課題

本町は、開拓当時から洪水、地震、高波などの大規模な自然災害に見舞われているため、避難施設の整備、堤防・避難路の整備・補修などの対策を進めていますが、人口減少や高齢化の進行により、地域における防災力の低下が懸念されることから、町内各地域における自主防災組織の設立、避難行動要援護者への配慮が大きな課題となっています。

また、Jアラート<sup>※20</sup>や北海道防災システムなどの防災関連システムに接続し、町民に対する情報提供体制の確立に努めていますが、迅速、的確に災害情報を伝えるために防災行政無線を中心とした伝達手段の多重化・多様化を図ることが必要です。

更に、激甚化・頻発化する気象災害や新型コロナウイルス感染症など、従来では想定し得なかった事象にも対処できるよう、関係機関と一体となった危機管理体制の構築が求められています。

### 基本方針

災害から町民の生命と財産を守るため、災害の予防に努めるとともに、各種防災情報システムなどの情報伝達網の整備を進め、自主防災体制の強化や防災知識の普及を図り、町民と行政が一体となって災害に強いまちづくりを推進します。

**【関連する主な個別計画】** ●地域防災計画 ●水防計画 ●国民保護計画  
●地域強靱化計画 ●まち・ひと・しごと創生総合戦略

<sup>※20</sup> 全国瞬時警報システム。人工衛星と市町村の防災無線等を利用して住民に緊急情報を伝える仕組み。

## 主要施策

<b>1</b>	<b>防災計画の策定</b>
	<p>防災計画の見直しを行い、災害に強いまちづくりを推進します。</p> <p>① 防災会議の開催</p> <p>② 危険地域の把握</p> <p>③ 避難行動要援護者の避難支援計画等の個別計画の策定</p>
<b>2</b>	<b>防災体制の確立</b>
	<p>町民と行政が一体となった防災体制の確立に努めます。</p> <p>① 自主防災組織の設立促進</p> <p>② 防災・避難施設、設備などの整備</p> <p>③ 災害用備蓄品の確保</p>
<b>3</b>	<b>防災システムの整備</b>
	<p>各種防災システムの導入を推進します。</p> <p>① 各種防災情報システムの導入</p>
<b>4</b>	<b>防災意識の向上</b>
	<p>避難訓練の実施や広報活動により町民の防災意識の向上を図ります。</p> <p>① 防災訓練の実施</p> <p>② 防災資料の作成・公表</p>

## 成果指標

●防災対策に関する町民の満足度（再掲）		把握方法等
現 状	 35%	アンケート調査
目 標	 50%	

## (6) 交通安全の推進

### 現状と課題

我が国の自動車保有状況は、1世帯当たり1.4台となっていますが、若年層や高齢者による交通事故が増加傾向にあり、その対策が緊急の課題となっています。

本町における交通事故発生状況は、過去3年間で20件、死傷者27名（うち死者1名）となっており、発生件数、死傷者ともに年々減少傾向にあります。

交通安全対策として、交通安全施設などの設置や町内パトロールの実施のほか、交通安全指導員による街頭指導や、生活安全推進協議会を中心とした交通安全運動の推進により、町民の意識高揚に努めていますが、交通安全対策の原点となる事故原因などの調査と分析を今後一層充実し、地域に根ざした交通安全活動をより活発に展開する必要があります。

町民一人ひとりが、「自らの安全は自ら守る」という意識を持ち、地域住民が連携・協力した取組みが必要となっています。

### 基本方針

町民一人ひとりが車社会の一員としての責任を自覚し、自らの安全を自ら守ることができるよう、事故防止に向けた啓発活動、町民総ぐるみの交通安全運動を推進するとともに、子どもや高齢者などの交通弱者の立場に立った各種交通安全環境の改善に努めます。

【関連する主な個別計画】 ●交通安全計画 ●地域強靱化計画

#### ■自動車保有台数の状況（各年3月末／自動車統計 単位：台）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総数	4,437	4,464	4,494	4,520	4,516
貨物用	898	917	929	935	954
乗合用	19	19	18	17	15
乗用車	1,903	1,889	1,880	1,859	1,822
特殊用途	346	358	370	388	396
小型二輪車	43	49	49	48	47
軽自動車	1,228	1,232	1,248	1,273	1,282

## 主要施策

### 1 交通安全意識の高揚

小学生や保育所児童、高齢者を対象とした交通安全教室・講習会を継続的に実施し、交通安全意識の高揚を図ります。

- ① 交通安全指導員の確保
- ② 交通安全教室の開催
- ③ 広報紙などによる啓発
- ④ 町民参加型啓発運動の実施

### 2 交通安全環境の整備

歩行者や自転車などの安全を確保するため、危険箇所の再点検を行い、交通安全施設の設置・改修等を進めます。

- ① 交通安全施設の設置・改修
- ② 歩行者・車両通行にやさしい道路環境の整備

## 成果指標

●交通安全・防犯対策に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	 47%	アンケート調査
目 標	 60%	

▲小・中学生や生活安全推進協議会などによる「旗の波作戦」(国道38号にて)



## (7) 防犯対策の充実

### 現状と課題

犯罪からの安全の確保は、安心して生活する上で欠かせない重要な条件の一つですが、近年、情報の氾濫や地域における隣人関係の希薄化などにより、犯罪の抑止機能が低下傾向にあります。

全国的に身近な生活の場での凶悪犯罪が後を絶ちませんが、本町における犯罪発生件数は年々減少傾向にあります。しかし、最近では、電話による特殊詐欺やインターネットを利用した犯罪など、高齢者や女性、子どもが被害者となる事例が増えてきています。

これまで、町内の安全性を高めるため、生活安全推進協議会を中心に防犯診断や防犯パトロールの実施など、地域や関係機関との協力により防犯対策に努めてきましたが、今後も、社会情勢の変化、地域連帯感の希薄化が進む中、犯罪を未然に防ぐため、関係機関や地域住民が一体となって防犯活動の強化を図り、防犯意識の高揚、防犯設備の充実を図っていく必要があります。

### 基本方針

生活安全推進協議会を中心に、池田警察署や教育現場、地域との連携を充実させ、防犯意識の啓発を行うとともに、高齢者には自宅訪問を行い、電話録音装置の貸し出しや防犯資材、啓発チラシの配布を行い、防犯意識を高めていきます。

## 主要施策

### 1 防犯意識の啓発

防犯情報の迅速な共有化を図るため、関係機関との連携強化を図るとともに、町民の防犯意識の高揚と犯罪などの未然防止に努めます。

- ① 防犯体制の充実
- ② 防犯意識の啓発

## 成果指標

●交通安全・防犯対策に関する町民の満足度（再掲）		把握方法等
現 状	➡ 47%	アンケート調査
目 標	➡ 60%	

### ▲生活安全推進協議会と池田警察署による高齢者家庭訪問



## 4 快適で美しい環境のまちづくり

### (1) 住宅・宅地の整備

#### 現状と課題

現在、本町の町営住宅入居率は9割を超え、アンケート調査でも、今後も町営住宅に住み続けたいという回答が83.5%と高い割合を占めています。

現在の町営住宅は、昭和40年から50年代に建築されたものが多く、耐用年数を超過している住宅が全体の4割を超え、耐用年数の1/2を超過している住宅を合わせると6割を超えています。

今後は、町内の人口・世帯数を考慮しながら、老朽化した住宅の建替えや改善・補修を行うことが必要ですが、近年、建設が続いている民間賃貸住宅等の供給数の推移を考慮しながら住宅整備を図っていくことが必要となっています。

#### 基本方針

快適で美しい環境のまちづくりを推進するため、公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の改善等を行い、有効活用を図ります。

また、建替えが必要となった住宅は、バリアフリー住宅を建設し、子育て世代から高齢者まで、誰もが住みやすい住宅の整備を図ります。

【関連する主な個別計画】 ●公営住宅等長寿命化計画  
●まち・ひと・しごと創生総合戦略 ●地域強靱化計画

#### ■公営住宅の現況（施設課資料 令和2年4月1日）

区分	建築戸数（戸）	建築面積（㎡）	入居戸数（戸）	入居者数（人）	入居率（％）
茂岩	118	6,784.5	106	180	89.8
中央区	120	8,033.4	110	253	91.7
豊頃	33	1,592.1	27	38	81.8
十弗	9	506.3	5	8	55.6
大津	15	992.9	13	22	86.7
その他	8	557.3	6	18	75.0
計	303	18,466.5	267	519	88.1

## 主要施策

### 1 町営住宅の整備

快適な居住環境を備えた町営住宅への更新を進めます。

- ① 公営住宅等長寿命化計画に基づく老朽化した町営住宅の改善等
- ② 町営住宅の建替え

## 成果指標

●町営住宅の建て替え戸数		把握方法等
茂岩末広町団地	 20戸	実績
豊頃南町A団地	 3戸	
●町営住宅整備に関する町民の満足度		把握方法等
現状	 49%	アンケート調査
目標	 55%	

### ■住宅の種類別世帯数等の推移（国勢調査）

（単位：世帯、％）

区分	平成17年		平成22年		平成27年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
普通世帯	1,392	100.0	1,365	100.0	1,321	100.0
主世帯	1,381	99.2	1,352	99.0	1,315	99.5
持ち家	966	69.4	940	68.8	900	68.1
公営住宅等	273	19.6	263	19.3	259	19.6
民営借家	55	4.0	45	3.3	80	6.1
給与住宅	87	6.1	104	7.6	76	5.7
間借り	11	0.8	13	1.0	6	0.5

## (2) 水道の充実

### 現状と課題

本町の水道は、茂岩・二宮の2箇所の簡易水道を平成21年に統合した茂岩簡易水道と、一部幕別町、浦幌町からの給水により、町内全域に供給できる体制にあり、令和2年3月末の給水人口は、2,847人、普及率は95%となっています。

茂岩・二宮浄水場については、施設改良を随時行い、良好な水道水を安定的に供給していますが、両水源とも河川の表流水を取水しているため、降雨時には原水が濁ることから、慎重な対応が必要となっています。

各施設は、国営及び道営事業で整備されたものを簡易水道事業で引き継いでいる部分も多く、設置後長年経過しているため、平成29年度から、基幹的施設改良事業により、計画的に配水管路、電気・機械設備の更新を行っていますが、今後も計画的に整備を継続するとともに、公営企業会計への移行を検討する必要があります。

### 基本方針

水道施設の整備充実と質的向上を図るとともに、水道事業の効率化を進め、安定した水道水の供給と健全な経営を目指します。

【関連する主な個別計画】 ●簡易水道事業経営戦略 ●地域強靱化計画

#### ■簡易水道給水状況（施設課資料）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給水人口（人）	2,984	2,939	2,902	2,873	2,847
給水量（m <sup>3</sup> ）	709,360	706,369	695,078	721,035	778,441

## 主要施策

### 1 水道施設の整備充実

水道施設の老朽化に伴い、緊急度の高い施設から計画的に整備することにより、安全で安定した水道水の供給を図ります。

- ① 水道施設の計画的な整備
- ② 水道メーター器の定期更新

## 成果指標

●水道施設の整備に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	→ 74%	アンケート調査
目 標	→ 90%	

### ▲二宮水源地



## (3) 下水道の充実

### 現状と課題

本町の下水道区域は、大津処理区 35.4ha、茂岩処理区 104.6ha で、1 日当たりの汚水処理量は、大津処理区 90 m<sup>3</sup>、茂岩処理区 550 m<sup>3</sup>であり、処理区内の約 9 割の世帯が排水施設を設置していますが、未設置世帯の多くは高齢者世帯のため、普及が伸び悩んでいる状況にあります。

下水道区域以外の水洗化は、農村部を中心に合併処理浄化槽の設置に対する助成により、約 6 割の整備が進んでおり、下水道と浄化槽を合わせた汚水処理人口普及率は 86%となっています。

また、本町の下水処理場は設置から 26 年が経過しているため、平成 27 年度から長寿命化計画により設備の更新を行っていますが、今後は、ストックマネージメント<sup>※21</sup>計画に沿って施設の計画的な改修・更新及び耐震化対策を推進するとともに、使用料の適正化、事業の効率化、公営企業会計への移行などにより、経営の健全化を図っていく必要があります。

### 基本方針

安全・安心・快適な生活環境を実現するため、生活排水処理基本計画に基づき、計画的な汚水処理を推進するとともに、老朽施設の機能の保全・向上のため、下水道ストックマネージメント計画に沿って適正な維持管理を進めます。

#### 【関連する主な個別計画】

●下水道事業経営戦略 ●生活排水処理基本計画 ●地域強靱化計画

<sup>※21</sup> 持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、施設の状況を客観的に把握・評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

## 主要施策

### 1 下水道施設の整備充実

老朽化施設の機能の保全・向上のため、地域の特性や費用対効果を踏まえ、適切な維持管理と計画的な改修・更新を図ります。

- ① 下水道ストックマネジメント計画の策定
- ② 下水処理施設の改修・更新

### 2 地域衛生環境対策の推進

下水道区域以外の汚水処理のため、合併処理浄化槽設置に対し助成を行います。

- ① 合併処理浄化槽設置に対する助成

## 成果指標

●生活排水処理率（汚水処理人口普及率）		把握方法等
現 状	 86%	アンケート調査
目 標	 90%	

### ■公共下水道及び合併浄化槽設置状況（施設課資料）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
茂岩処理区	排水区域内人口（人）	1,687	1,692	1,694	1,700	1,691
	水洗化人口（人）	1,552	1,547	1,512	1,590	1,549
	年間処理水量（m <sup>3</sup> ）	189,150	206,954	196,162	201,590	189,115
	水洗化率（%）	92.0	91.4	89.3	93.5	91.6
大津処理区	排水区域内人口（人）	273	251	245	242	234
	水洗化人口（人）	204	198	207	193	188
	年間処理水量（m <sup>3</sup> ）	26,240	32,420	27,614	29,690	29,512
	水洗化率（%）	74.7	78.9	85.0	78.1	80.3
合併浄化槽設置状況	5 人 槽		3	2	1	3
	6 人 槽					
	7 人 槽	1	3	3	2	2
	8 人 槽					
	10 人 槽	1	1	1	1	1
	計	2	7	6	4	6

## (4) ごみの収集・処理

### 現状と課題

本町では、分別収集の徹底により3R<sup>※22</sup>を推進し、一般廃棄物の家庭系ごみは、十勝圏複合事務組合において広域処理を行うとともに、事業系ごみは、専門業者が回収・処理していますが、近年、町道や道道、海岸線での不法投棄が増加しており、地域住民や生活安全推進協議会、関係団体の協力により、その防止を図っています。

また、地球温暖化や森林破壊など、地球規模での環境問題への意識の高まりを背景に、省資源、省エネルギーの推進が求められており、今後も限りある資源の有効活用、循環型社会の形成に向け、町民・事業者・行政が連携し、3Rの推進に積極的に取り組んでいく必要があります。

### 基本方針

十勝圏複合事務組合による広域的なごみ処理体制の維持・充実を図るとともに、3Rの推進に努めます。

#### 【関連する主な個別計画】

●一般廃棄物処理基本計画 ●分別収集計画 ●地域強靱化計画

#### ■家庭系ごみの排出量の推移(住民課資料)

(単位：t)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
可 燃 ご み	345	326	346	349	346
不 燃 ご み	152	151	149	173	156
資 源 ご み	222	233	229	221	209
紙 類	57	62	64	65	62
紙製容器包装	27	28	26	25	22
ガラス類	33	33	32	31	30
ペットボトル	16	17	17	18	17
プラスチック類	68	72	67	60	58
そ の 他	21	21	23	22	20
粗 大 ご み	18	18	16	19	18

※22 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）。

## 主要施策

<b>1</b>	ごみの収集・処理体制の充実
<p>ごみ収集の円滑化及び効率化を図るため、収集・処理体制の充実に努めます。</p> <p>① ごみ収集・処理体制の充実 ② ごみの分別収集の徹底 ③ 不法投棄の防止</p>	
<b>2</b>	循環型社会の形成
<p>町民・事業者・行政が一体となって3Rを推進し、資源循環型のまちづくりを進めます。</p> <p>① ごみの発生抑制及び減量化の推進 ② 資源の再使用及び再生使用の推進</p>	
<b>3</b>	産業廃棄物の処理
<p>産業廃棄物の適正処理の徹底に努めます。</p> <p>① 産業廃棄物の自己処理原則の徹底 ② 監視及び指導の強化</p>	

## 成果指標

●家庭系ごみの排出量		把握方法等
現 状	 700 t	実 績
目 標	 650 t	
●家庭系ごみ処理に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	 69%	アンケート調査
目 標	 75%	

## (5) し尿の収集・処理

### 現状と課題

家庭などから排出されるし尿は、許可業者により収集・運搬され、処理については、平成15年度から十勝環境複合事務組合（現十勝圏複合事務組合に統合）の中島処理場で行われていましたが、同施設の廃止に伴い、平成30年4月からは十勝川流域下水浄化センターで処理されています。

今後も、広域的な連携のもと、し尿の収集・処理体制の維持・充実に努める必要があります。

### 基本方針

十勝圏複合事務組合によるし尿の適正処理と施設の適正な維持管理に努めます。

【関連する主な個別計画】 ●生活排水処理基本計画 ●地域強靱化計画

### 主要施策

#### 1 し尿の収集・処理体制の充実

許可業者による適正な収集・運搬に努めるとともに、十勝圏複合事務組合による処理体制の充実に努めます。

- ① し尿収集体制の充実
- ② し尿処理体制の充実

## (6) 葬斎場・墓地の整備

### 現状と課題

本町の葬斎場は、施設の老朽化に伴い、平成28年11月に改築、供用を開始し、災害等の非常時にも対応できるよう耐震強度を保った構造となっているほか、バリアフリー化が図られ、無煙、無臭の周辺環境に配慮した施設となっています。

町営の共同墓地は、霊園化を図るため、周辺環境に配慮しながら整備を行っており、今後、貸出可能な区画が80区画以上あるため、新たな造成は必要がない状況となっていますが、町民のニーズに応じた整備を計画的に進める必要があります。

### 基本方針

施設の維持管理と長期的展望に立った墓地の管理・運営に努めます。

### 主要施策

#### 1 葬斎場・墓地の整備

葬斎場及び墓地の適正な維持管理と周辺の環境整備に努めます。

- ① 葬斎場の適正な管理・運営
- ② 墓地の適正な管理・運営
- ③ 葬斎場・墓地周辺の環境整備

## (7) 公害の防止

### 現状と課題

本町では、大きな環境破壊となるような公害は発生していませんが、日常生活に伴う自動車の排気ガスや近隣騒音、生活排水による水質汚濁などの生活型公害が一部の地域で発生しています。

また、テレビ・冷蔵庫などの家電や粗大ごみの不法投棄、道路、河川などへのポイ捨ての増加などにより、身の回りの生活環境が悪化しつつあります。

こうした中、行政区や婦人会等諸団体のボランティアにより、沿道の清掃などの環境美化活動が行われていますが、今後は、町民一人ひとりの環境保全意識の高揚と実践活動の促進に努めるとともに、快適な生活環境づくりに向け、地域住民や事業者、行政が一体となり、地域の環境保全により一層努める必要があります。

### 基本方針

水質汚濁、不法投棄、ポイ捨てなどの防止に努め、将来にわたって美しい自然にあふれ、公害のない地域環境の保全に努めます。

### 主要施策

#### 1 公害の防止

地域環境の保全を図るため、水質汚濁をはじめとする公害の防止に努めます。

- ① 公害の未然防止
- ② 公害防止意識の高揚

#### 2 公害発生施設への対応等

公害発生施設に対する改善指導を行うとともに、苦情・紛争の適正処理に努めます。

- ① 公害発生施設への指導の推進
- ② 苦情・紛争の適正処理

## (8) 環境保全・エネルギー対策の推進

### 現状と課題

近年、地球温暖化が更に深刻化し、自然生態系の崩壊や異常気象の発生など、私たちの生活環境に大きな影響を及ぼしています。こうした中、太陽光やバイオマスなどの環境への負荷が少ないエネルギーが注目されています。

本町においても、再生可能エネルギーの導入や地球規模の環境問題への取り組みが求められており、地域活性化や産業振興に結び付けながら検討していく必要があります。

### 基本方針

環境保全に対する啓発や再生可能エネルギーの導入などにより、環境にやさしいまちづくりを推進します。

### 主要施策

#### 1 環境にやさしいライフスタイルの推進

広報による啓発活動や各種機会を通じ、町民の環境保全意識の高揚を図り、環境保全に関する各種の実践活動を促進します。

##### ① 環境保全意識の啓発

#### 2 再生可能エネルギーの調査・研究及び導入

再生可能エネルギーの調査・研究を行うとともに、導入に向けた取組みを進めます。

##### ① 再生可能エネルギーの調査・研究

##### ② 再生可能エネルギーの公共施設等への率先的導入

##### ③ 再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーの推進に関する支援

##### ④ 地域活性化のための再生可能エネルギーの導入

### 成果指標

●環境に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	 41%	アンケート調査
目 標	 60%	

## 5 自然を生かした公園の整備と景観の形成

### (1) 公園緑地の整備

#### 現状と課題

公園緑地は、住民の生活に身近な交流の場、憩いの場の創出、子どもの遊び場の確保、災害時の避難場所の確保など、多様な機能を持つ重要な施設です。

本町の公園施設は、自然体験型として、茂岩山自然公園、佐々田沼公園の2箇所が整備されており、主にパークゴルフやキャンプに利用されています。

児童公園は、茂岩末広町、中央新町、大津寿町に整備し、幼児、児童などの遊び場として利用され、安全・安心に利用できる環境づくりに努めています。また、茂岩市街には、夏は滝が流れ、冬はイルミネーションに彩られるポケットパークを整備し、町民の憩いの場として利用されています。

今後は、利用者のニーズや遊具の老朽化の状況などを把握しながら、安全・安心に利用できる公園環境づくりを進める必要があります。

#### 基本方針

利用者のニーズを把握しながら、子どもや高齢者が安心して利用できる交流・憩いの場としての環境づくりを進めます。

【関連する主な個別計画】 ●地域強靱化計画

## 主要施策

### 1 都市公園の整備

利用者が安全・安心に利用できるよう、適正な維持管理に努めます。

- ① 公園施設の適正な維持管理

### 2 児童公園の整備

町民ニーズを的確に把握しながら整備を進めるとともに、利用者マナーの向上に努めます。

- ① 町民ニーズを踏まえた施設の充実
- ② 設置者と利用者における安全認識の共有
- ③ 遊具の老朽化対策の実施
- ④ 利用者マナーの向上に向けた啓発

## 成果指標

●公園整備に関する町民の満足度		把握方法等
現 状		アンケート調査
目 標		

### ▲ポケットパークで遊ぶ子どもたち



## (2) 景観整備・景観保全の推進

### 現状と課題

本町は、十勝川をはじめ多くの河川が流れ、潤い豊かな水辺空間に恵まれるとともに、これらの河川流域を中心とする平坦地には、美しくのどかな農村空間が広がり、水と緑の豊かな自然景観を誇っています。

本町では、この豊かな自然景観を、町民と一体となって守り育ててきたほか、町民の環境美化運動の促進、景観に配慮したまちづくりなど、景観保全に関する取組みを進めてきました。

今後も、豊かな自然景観の保全をはじめ、良好な景観づくりを町民との協働のもとに推進し、美しく潤いのあるまちづくりを進めていく必要があります。

### 基本方針

景観形成に関する指針づくりを進めるとともに、美しい景観づくりに向けた施策を町民と一体となって進めます。

### 主要施策

#### 1 景観整備の推進

景観形成に関する指針を策定し、景観整備を推進します。

- ① 景観形成に関する指針の策定
- ② 景観整備及び環境美化活動に対する支援
- ③ 空き地、空き家対策の推進

#### 2 公衆トイレの適正管理

公衆トイレの適正な維持管理に努めます。

- ① 公衆トイレの適正管理

## 成果指標

●協働の町づくり地域提案支援事業利用事業数・金額		把握方法等
現 状	 39件 293万円	実 績
目 標	 42件 300万円	
●景観整備に関する町民の満足度		把握方法等
現 状	 30%	アンケート調査
目 標	 50%	

## ▲豊頃大橋上空から十勝川下流をのぞむ



## 6 定住・移住促進対策の推進

### (1) 定住・移住環境の整備

#### 現状と課題

本町は、少子高齢化の急速な進行や若者の流出等に伴い、毎年人口が減り続け、国立社会保障・人口問題研究所が発表した資料によると、令和22年(2040年)には1,748人、令和42年(2060年)には1,012人にまで減少すると推計されています。

人口減少に歯止めをかけるためには、町外への人口流出を減らすことはもとより、U・J・Iターン<sup>※23</sup>者等の移住を促進する必要があり、新規起業の支援や雇用の場の確保、移住者に対する地域の支援など、受入体制の整備も課題となっています。

また、定住・移住者を増やすためには、誰もが住み続けたいと思えるようなまちづくりを総合的に進める必要があります。

#### 基本方針

町民の定住と町外からの移住を促すため、地域住民と事業者、行政が連携して受入体制の整備を進め、定住・移住環境の充実を図るとともに、効果的な移住情報の発信に努めます。

【関連する主な個別計画】 ●まち・ひと・しごと創生総合戦略

<sup>※23</sup> Uターンは出身地から地域外へ出た後に出身地へ戻ること。Jターンは出身地から地域外へ出た後に出身地以外の近隣地へ戻ること。Iターンは出身地にかかわらず住みたい地域へ移り住むこと。

## 主要施策

### 1 定住・移住環境の整備

住んでみたい、住み続けたいと思う環境の整備に努めます。

- ① 雇用の創出と就労支援
- ② 快適な居住環境の整備
- ③ 移住希望者に対する相談・受入体制の整備
- ④ 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

### 2 定住・移住促進に向けた情報発信

本町の日常や、町内に住む人同士のつながり、暮らしの様子をホームページやSNSを利用し、情報発信します。

- ① 定住・移住促進に関する情報の発信

### 3 子どもが戻ってきたいと思える環境づくり

進学を機に本町から離れていった子どもたちが、将来、本町に戻って来たいと思える環境を整備します。

- ① 郷土愛の醸成
- ② 子どもがまちづくりに参加する仕組みづくり
- ③ Uターンに関する制度の創設

## 成果指標

●転出者の抑制（5年間累計）		把握方法等
現 状	 131人	住民基本台帳
目 標	 100人	
●豊頃町に住みたいと思う子ども（中学生）の割合		把握方法等
現 状	 39%	アンケート調査
目 標	 50%	